発行: 納稅協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4 公益財団法人 納税協会連合会 TEL 06-6135-4062 (編集部直通) FAX 06-6135-4056 (") 無断転載を禁ず

納税協会ホームページ https://www.nouzeikyokai.or.jp



※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

| B B | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|-----------------|--|------------------|--|------------------------|------------------------|---|
| | 1 仏滅 労働者死傷病報告(休業4日未 満)の提出(4月~6月分) 外国人服用状況配出書(6月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(6月分) | 2 ^{**} | 3 *- | 4 ^{先勝} | 5 ^{友引} | 6 先負 |
| 7 仏滅 | 8 ^{**} | 9 *- | 10 先勝 7月分の源泉所得税等の納付雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分) | 11 友引 山の日 | 12 [±] | 13 ^{仏滅} |
| 14 ** | 15 *·· | 16 先勝 | 17 ^{太引} | 18 ^{先负} | 19 (Link | 20 ^{**} |
| 21 *- | 22 ^{先勝} | 23 ^{友引} | 24 ^{先負} | 25 ^{仏滅} | 26 ** | 27 ^{友引} |
| 28 [£] | 29 ^{仏滅} | 30 ^{**} | 31 赤口 外国人雇用状況届出書 (7月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付 (7月分) | | 4 5 0 11 12 1 | k * * * ± 1 2 3 5 7 8 9 10 3 14 15 16 17 0 21 22 23 24 7 28 29 30 |

総務・経理のお仕事カレンダー 月の税務と労務



税務

- ●7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付 ◆8月10日(水)まで
- ●令和4年6月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
- ★届出により申告期限の延長特例あり(特例利用の場合は見込納付、消費税は法人税の 延長とセットで)。
 - ⇒決算応当日 (月末決算では8月31日 (水)) まで
- ●令和4年12月決算法人の中間申告と納付(法人税・消費税など)
 - ➡決算応当日(月末決算では8月31日(水))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税) が400万円超の法人)のうち9月・12月・3月決算法人の中間申告と納付 →決算応当日(月末決算では8月31日(水))まで
- 1 か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が4,800万円超の法人)のうち5月・6月決算法人(申告期限延長の場合は4月・5月・6月決算法人)を除く法人の中間申告と納付
 - ⇒決算応当日(月末決算では8月31日(水))まで

労 務

- ■雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)
 - →8月10日(水)まで
- ●外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分) ◆8月31日(水)まで

●健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)

→8月31日(水)まで

●申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、 その翌日が納付期限等の日となります。

Column

物価上昇と税務・労務

昨今のウクライナ情勢等の影響により物価が上昇しています。物 価上昇が税務・労務に与える注意点についていくつかご紹介します。

[税務上の注意点]

従業員へ支給する食事(残業等を行うときに支給するものを除く)につき、会社負担額が月額3,500円以下かつ負担割合50%以下であれば、会社負担分は給与課税されません。物価上昇により食品等の値上げが散見されますが、会社負担額の上限は変わっていませんので、注意が必要です。

また、鉄道運賃等の値上げ公表やガソリン価格高騰に対する通 勤手当の非課税限度額の見直しは行われていませんので、こちら にも注意が必要です。

[労務上の注意点]

協会けんぽ及び厚生年金の報酬月額に含まれる食事補助(現物給与)の価額は実際の費用に関係なく、厚生労働大臣が毎年定める額が基準となっています。

令和4年は4月から全ての都道府県において食事の現物給与価額が変更されており、例えば大阪府では1人1か月当たりの食事の額が21,000円から22,200円に増額されています。この現物給与の価額上昇を考慮した標準報酬月額の定時決定は9月以降の社会保険料に影響しますので、注意が必要です。

また、値上げによる通勤手当の改定も標準報酬月額に影響しますので、注意が必要です。

(公認会計士·税理士 井村奨 / 特定社会保険労務士 井村佐都美)



や和5年10月 から始まる! インボイス制度のポイント

税理士 金井恵美子

インボイス発行事業者の登録申請の注意事項

インボイス発行事業者の登録申請の受付は、令和3年10月1日に開始し、令和4年3月末までに、およそ34万件が登録されました。

そのほとんどが申請するであろう課税事業者に限っても、登録の進捗は、法人で10%強、個人事業者では5%程度に留まっているようで、国税庁は、早期の申請を行うように広報活動を行っています。

1 登録完了までの期間のめやす

登録申請書を提出してから登録の通知を受けるまでの期間については、現在、次のように示されています。

e-Tax提出の場合 … 約2週間 書面提出の場合 … 約1か月

ただし、一時期に多数の登録申請書が提出された場合は処理に時間を要するなど、登録申請書の提出状況により異なります。 また、提出した登録申請書に記載誤りや記載漏れ等がある場合は、内容の確認などが必要となるため、通常よりも時間がかかります。これから登録申請書を提出する場合は、提出前に記載誤りや記載漏れ等がないかどうか、確認してください。

2 提出件数の今後の見通し

インボイス制度が開始する令和5年10月からインボイス発行事業者となるためには、原則として、令和5年3月末が申請期限となります。

現在の申請ペースや所得税の確定申告の時期等を踏まえると、申請の約4割が、令和5年2月、3月に集中するのではないかと想定され、その場合には、申請後、登録処理が完了するまで数か月の期間を要することも考えられます。

特に、個人事業者は、登録完了通知を受け取るまで自身の登録番号がわかりませんから、登録処理の遅滞の影響が大きくなります。来年の確定申告を待たずに、早期に申請されることをおすすめします。

3 記載事項の注意点

(1) 個人事業者の場合

〔氏名〕欄には、屋号は記載せず、「氏名」のみ記載してください。 〔代表者氏名〕欄及び〔法人番号〕欄の記載は、不要です。

※屋号の公表を希望される場合は、「適格請求書発行事業者の公表(変更)申出書」を提出する必要があります。

(2) 法人の場合

インボイス発行事業者公表サイトでは、原則として登記情報が公表されるので、〔本店又は主たる事務所の所在地〕欄及び〔名称〕欄には、登記に記載された情報を正確に記載してください。 〔法人番号〕欄に、法人番号を必ず記載してください。

※登記情報や法人番号は「国税庁法人番号公表サイト」で確認することができます。

(3) 法人・個人事業者に共通する事項

申請書2ページ目の〔登録要件の確認〕欄は、すべての事業者が記載する必要があります。

[事業者区分] 欄は、「課税事業者」又は「免税事業者」のいずれかに必ずチェックしてください。 [登録要件の確認] 欄の「課税事業者です。」欄は、必ず「はい」にチェックしてください。

「消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。」欄は、「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ずチェックしてください*。

^{※「}消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられる」とは、起訴され、裁判により罰金以上の刑が確定したことをいいます(「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません)。